

その上で、残念ながら両社からの報告では再発防止に向けた取組が不十分であると考えられる場合には、その時点における報告の内容や状況等を踏まえてフジテレビが真摯に取り組むようにする観点から必要な措置の内容を検討するものであり、そういう面におきまして、両社の取組を見てからでありますので、現時点においては予断を持ってお答えすることはできません。

○高井委員 免許の停止あるいは免許取消しも可能性としてはあり得るんですか。

○村上国務大臣 今も申し上げたように、両社の対応を見てから判断いたしますので、現時点においては何も申すことはできません。

○高井委員 慎重な御答弁ですね。

では、最後、もう一問だけ聞きます。大臣、率直に、フジテレビのどこに一番問題があつて、その問題を改善するにはどうすべきだと大臣はお考えですか。

○村上国務大臣 まず、放送事業者は本来、公共性や言論報道に関わる社会的責任を有しておりますので、高い倫理観や正義感が求められているにもかかわらず、これが欠如したということは大変に遺憾であると考えております。

今回の事態は、第三者委員会の報告書において人権意識の低い企業体質や思慮の浅い経営判断の誤りを犯したといったフジテレビの経営の在り方についてまで指摘がなされているものと認識しております。

そういう面におきまして、フジテレビ及びフジ・メディア・ホールディングスにおいて、今回の事態を厳粛に受け止め、放送法の基本理念に立ち返り、国民・視聴者及びスポンサー等の関係者の信頼回復に社を挙げて全力で取り組んでいただきたい、そのように考えております。

そのためには、両社において、特に、経営陣の意識改革を進め、企業体質を抜本的に改める取組が必要である、そのように考えております。

今申し上げたように、厳重注意文書において真剣に取り組むようにしていただきたいということ

を書いてありますことも念頭に置いて真剣に取り組んでいただきたい、そのように考えております。

○高井委員 時間になったので終わります。

元上司の湯本局長には質問できなくて申し訳ありませんでした。

以上で終わります。ありがとうございます。

○竹内委員長 次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございます。

本法案では、これまで利用が進んでいなかった高い周波数帯、いわゆるミリ波と言われる周波数帯のうち、二十六ギガヘルツと四十ギガヘルツの割当てにおいて、新たな周波数割当て方式としてオークションを導入するというものであります。

限られた資源である電波は国民共有の財産でありまして、国民の理解の下、公平に割り当てられ、有効利用がなされる必要があると私たちは考えております。まず、確認しますけれども、この二十ギガヘルツと四十ギガヘルツの割当てをオークションにする理由というのは何なんでしょう。

○湯本政府参考人 お答え申し上げます。

近年、電波の利用が急速に進むにつれ、電波が逼迫した状態となっているため、比較的空いている六ギガヘルツを超える高い周波数帯の活用を進め、電波の逼迫の解消につなげる必要があるとなつているところでございます。

さらに、六ギガヘルツを超える高い周波数帯の利用技術が進展したことによって、今後、新規サービスの創出等を通じた我が国の持続的な経済成長や競争力強化への貢献も期待できるところでございます。

こうした状況を踏まえまして、総務省におきましては、有識者会議における会合を開催し、六ギガヘルツを超える高い周波数帯の活用促進のための方策等について検討を進めてまいりました。

その中で、六ギガヘルツを超える高い周波数帯の活用を促進するためには、周波数を割り当てる者に求める条件を極力少なくして、専ら金額の多

寡のみで評価する価額競争による新たな周波数割当て方式を導入することが有効であるとの結論に至り、今回の法案を提出することといたしました。

○辰巳委員 続けて聞くんですけれども、このオークションに参加する条件というのはあるんでしょうか。

○湯本政府参考人 価額競争における参加資格につきましては、総務大臣が価額競争の実施に関する指針において個別具体的に定めることとしております。

本法案が成立した時点には指針において検討を進めてまいるものと思いますが、委員から御質問がありました参加の条件といたしましては、例えばでございますけれども、電波法上の罪を犯して二年を経過しない者など電波法上の欠格事由に該当しないことや、反社会的組織に属していないことなどを設けることが想定されます。

また、より幅広い事業者の参入による市場の活性化や、特定の事業者への過度な割当ての集中を避けるといった観点から、例えば特定の周波数帯の価額競争への参加資格として新規参入であることを定める、そういったことも想定されるところでございます。

○辰巳委員 多くの事業者の参加で多様なサービスの展開を行つて高周波数帯の利用を開拓していきたいんだ、こういう話だと思ふんですね。ただ、オークションということとは、入札又は競りによつて最も高い価額を申し出た者に対して利用権を認めるということになるわけですので、経済的価値が利用者を選定する唯一の基準というふうになるわけですね。そうすると、結局は、より高額

の落札額を出せる事業者が最終的には落札するということになって、電波を活用して事業を行いたいといつても、資本金が弱ければ、脆弱であれば排除されるということになります。

電波利用について、公共性に対する考慮というのを私たちはやはり必要だというふうに考えているんですね。入札参加事業者に、従来の比較審査

方式で条件とされる整備計画あるいは通信網の開放、これも求めるべきではないかと思ふんですけれども、いかがですか。

○湯本政府参考人 お答え申し上げます。

周波数の割当てにつきましては、それぞれの周波数の特性又はニーズ等を踏まえて、電波の公平かつ能率的な利用の確保に最も資すると考えられる手法を採用するといったような考え方をしております。

そのため、伝送距離が長いなどの特性を生かして全国的なエリアカバーを重視して割り当てることが電波の有効利用に適當であると認められるような場合には、委員御指摘のような、従来の割当て方式を採用することとなるといふふうに考えているところでございます。

一方で、六ギガヘルツを超える高い周波数帯におきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、その活用を促進するといった観点からは、求める条件を極力少なくし、創意工夫を重視して割り当てることといったことが電波の有効利用に適當であると認められるような場合には、今回導入する価額競争による割当て方式を採用することとなると考えているところでございます。

○辰巳委員 何かちょっと聞いたこととずれるんですね。今回のでも採用することはできるんじゃないかというふうにも思ふですね。一定地域における高周波数帯の割当てをやつても、公共性に対する考慮がやはり求められると思ふんです。具体的制度は、政府の政治的な判断にそれこそ白紙委任するということだと思ふんですね。現在は利用が少ないミリ波帯を中心とする高周波数帯を民間資本を集中的に投入して利用開拓を進めるということになっていくと思ふんですけれども、結局は電波の公共性は一定犠牲にせざるを得なくなるということへの懸念があります。国民共有の財産である電波の公共利用に反すると言わなければならないと思ふんですね。

法案では、成層圏に飛行させる無人機、HAPSです、これを携帯電話の基地局として実用

化、商用化するための免許を与えるという規定を設けるということもあります。確認しますけれども、HAPSの実用化、商用化の目的を説明していただけますか。

○湯本政府参考人 お答え申し上げます。

HAPSとは、高度二十キロから五十キロまでの成層圏を飛行する無人航空機等に携帯電話基地局を搭載したものであり、HAPSが実用化し、陸上の携帯電話基地局と一体的に運用することで、離島、海上、山間部も含め効率的にエリア化することが可能になると見込まれているところでございます。

HAPSは、地上のネットワーク等が被災した場合におきましても携帯電話サービスの提供が可能であることから、地理的要因や災害の影響を受けにくい柔軟かつ強靱な通信環境の実現に貢献すると期待されているところでございます。

HAPSを実用化することを通じまして、こうした効率的なエリア化、柔軟かつ強靱な通信環境の確保を目指すものと理解してございます。

○辰巳委員 続けて聞くんですけれども、HAPSなんです、実用化にはまだハードルがある、海外でも実用化、商用化した例はほとんどないと聞いているんですけども、これはいかがですか。

○湯本政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、海外においてHAPSを実用化したとの事例は承知してございません。一方で、先ほど申し上げましたとおり、HAPSが実現することで、離島、海上、山間部を含め効率的な携帯電話のエリア化を実現し、災害の影響を受けにくい通信環境が実現できると期待されているところでございます。

我が国におきましては早期のHAPS実用化に向けて複数の事業者が取組を進めておりまして、NTTドコモとスペースコンパス社におきましては令和八年に、島嶼部等をスポット的にカバーするサービス、また災害時での活用を開始する予定となっているところでございます。

○辰巳委員 HAPSはまだ開発途上の技術である、NTTやソフトバンクが計画しているような、飛行翼を持ったタイプでの先行する事例も今のところはありません。幾つかのハードルを越えていかなければならないという状況なんですね。

我が党は、国民の利便性に資する技術の開発に對してはもちろん否定するものではありません。ただ、ミリ波を含むビヨンド5GやHAPSによる高速大容量での低遅延の通信といった、次世代通信に對して注目をしているというのは今紹介いただいたような民間企業だけではないということなんです。

一般社団法人防衛技術協会が発行している防衛技術ジャーナル二〇二二年の二月号で、「ミリ波通信ネットワーク技術」という防衛装備庁職員による論文が掲載をされております。ここには、ミリ波通信等による高速大容量長距離ネットワークの実現を目指す研究を進めているというふうに記述がされております。

防衛省に確認しますけれども、ミリ波による通信を含む次世代通信技術は、今後、防衛上、安全保障上重要な技術ということなんでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の下で、現在、防衛力の抜本的な強化を進めておるところでございますが、これを支えるためには情報通信基盤の強化が必要と考えてございます。そのため、通信に関する様々な技術も含めまして、次世代情報通信技術をしつかりと活用していきたいと考えてございます。

○辰巳委員 そういうことなんでしょうね。

昨年、二〇二四年の一月三十日に開かれた情報通信審議会情報技術分科会技術戦略委員会、これの第四十四回で、防衛省の防衛政策局戦略企画参事官付企画官がこう言っています。防衛省としては最先端の通信技術を食欲に防衛力に取り込むため日々検討作業を重ねている、省内において民間分野における情報通信技術の急激な進展の成果を防衛力に活用していくため二〇二三年の夏に次官

をヘッドとする次世代情報通信技術導入推進委員会を設置した、こう述べているんですね。その上で、民間企業も相当の知見を持っているので民間企業とも連携をして行っているというふうに述べられました。

最先端の通信技術を食欲に防衛力に取り込むため日々検討作業を重ねているというのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

国家防衛戦略におきまして、我が国の防衛体制の強化においては、先進的な技術に裏づけられた新しい戦い方が勝敗を決する時代において、先端技術を防衛目的で活用することが死活的に重要となっていると規定してございます。そして、その上で、先端技術の研究開発を防衛目的に活用していく、そういった記述がございます。

こうした方針に基づきまして、通信の分野におきまして、抗堪性のある通信、システム、ネットワーク及びデータ基盤を構築するためには、委員御指摘のような次世代情報通信技術の活用、これを積極的に活用していくことが重要と考えてございますので、委員御指摘の防衛省職員の発言というのはこうした趣旨を申し上げたものというところでございます。

○辰巳委員 続けて聞くんですけれどもね。先ほどの第四十四回の技術戦略委員会の中で防衛省が示した資料があるんですけども、その中にHAPSもあるんですね。つまり、そうした技術も含めて次世代情報通信技術として食欲に防衛力に取り込むため日々検討作業を重ねている、こういう話ですか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

防衛省が活用を考えてございます先端技術の一つとして、委員御指摘のHAPS、成層圏プラットフォーム、これを活用した通信の実証を行う調査研究事業を現在行っているところでございます。

○辰巳委員 調査研究という話が今ありましたけれども、HAPSを活用した通信の実証を伴う調

査研究の仕様書を防衛省に提出してもらいました。事業を委託しているんですね。これはNTTコミュニケーションズが落札しております。実証試験の必要性及び概要等、この仕様書の中にあるものを読み上げていただけますか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の成層圏プラットフォーム、HAPSを活用した通信の実証を伴う調査研究事業の仕様書三の一、実証試験の必要性及び概要等の部分につきましては、このように書かれております。

防衛省・自衛隊において領域横断作戦での優位性を確保するためには、複数の通信網を利用する等により通信の抗堪性を向上させることが喫緊の課題である。また、島嶼部への攻撃に対し、我が国の地理的な特性を踏まえつつ、必要な部隊（人員、装備、補給品等）を迅速に機動展開するためには、機動展開能力の高い部隊運用が求められている。このような状況への対処として、HAPS

による通信網の抗堪性の向上は有効と考えられる。また、電気通信事業者がHAPSを中継装置として活用した5GスタンドアローンやLTEなどの所要通信サービスの展開を予定している。これにより、島嶼部などの不感地帯において軽量・小型化された一般所要端末や各種センサーを活用

また応用することで、部隊の機動展開能力の向上が期待できる。このため、HAPSを活用した通信網の抗堪性や部隊における機動展開能力の向上への寄与を分析・評価しHAPS活用の有効性を確認すると記載されてございます。

○辰巳委員 今読み上げていただいたところに島嶼部との記載があるんですけども、この島嶼部の中にいわれる南西諸島というのは含まれているんでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げました島嶼部には、南西諸島を含めまして、我が国の島嶼部が含まれてございます。

○辰巳委員 つまり、今まだ民間ではなかなか実用化、商用化できていないHAPS、これをもう

既に防衛省が先取りというような形で、有事、台湾有事でしょう、これに備えて南西諸島の、それこそ今地域住民の皆さんが懸念されているのが軍事要塞化だと思えますけれども、防衛省の今の動きは、ここを戦場として想定して次世代通信を活用していくんだ、それが表れているんじゃないかというふうに思います。私は、住民が戦争に巻き込まれかねないという危機感を募らせている中、今の動きというのはそれを補完するものと言わなければならぬというふうに思います。

聞きますけれども、仕様書には調査報告書の納期が本年三月末となっているんですけども、これは提出されたんでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

当該調査研究事業でございますが、令和五年度からの二年間の事業として行う計画でございますが、現在、機体トラブル等の影響がございますので、事業工程に遅延が発生しております。現時点においては、成果物たる最終成果報告書はまだ受領していないところでございます。

○辰巳委員 調査の内容については、国民に隠すことなく公表を求めていきたいと思うんですけど、最後に大臣にお伺いするんですけども、総務省の方に戻りますけれども、総務省の技術戦略委員会の報告書というのがあるんですけど、ここで、総務省は安全保障を含む公共領域におけるシステムでのピヨンド５Gの活用に向けた橋渡しを図る、こう記載をされているんですね。総務省として、民間の開発とまさに防衛省の研究、協力、その橋渡しを行うということなんでしょうか。

○村上国務大臣 辰巳委員御指摘の昨年六月の情報通信審議会の答申は、ピヨンド５Gの早期実現の方策について提言をいただいたものであります。

その答申の中で、委員御指摘の記載は、総務省が安全保障を含む公共領域におけるピヨンド５Gの活用ニーズを把握し、産業界に共有することにより早期普及につなげることを意図したものと認識しております。

以上であります。

○辰巳委員 国民の利便性を図ると民間に開拓させたインフラ技術を、有事となれば、軍事利用することを優先することになりかねないと思えます。総務省はそういう橋渡しをやるなということを上上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○竹内委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後三時二十一分開議

○竹内委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武正公一君。

○武正委員 立憲民主党の武正公一です。最後のバッテリーということで、質疑をさせていただきます。

委員長、あるいは理事、また委員の皆さんの御配慮に感謝を申し上げます。お手元の方に資料をお配りさせていただいております。いわゆる電波オークションにつきましても、こちらは議案ということで右側に書いておりますように、二〇〇三年以来、過去五回、議員立法を提出してまいりました。最後は電波の見える化法案ということで、二〇一七年ということでございまして。また、民主党政権時代も閣法として提出をしてきた経緯があるということであります。

併せて通信・放送委員会設置法案、日本版FCCの法案も逐一提出をしてまいりました。当時、民主党案と言われるオークション法案については当初は放送も含めておりましたが、二回目からは放送を除外いたしましたのは、放送の独立あるいは報道の自由に対する配慮ということでございました。また、通信・放送委員会については、例えばオークションをどこでやるのか、あるいはまた電波利用料額を総務大臣が決めるのではなくて第三者機関が決めるのがいいいのではないかと、電波に関わる振興とルールを決める規律は切

り分けよう、また、NHKの会長人事なども大きく国会でも取り上げられましたが、NHKに関することも第三者委員会に置くべし、こういうような案を逐次、この間、二十三年にわたりますが出してきたという中で、今回の電波法改正ということになったわけでございます。

二〇〇二年四月に当時の片山虎之助総務大臣とこの総務委員会で私の方の質疑で電波の経済的価値を認める答弁があつてから、今回の電波オークションに関わる法案が政府から提出されるまで、歴代総務大臣は電波オークションをずっと否定し続けてこられました。今国会に提出に至った経緯について総務大臣に伺いたいと思っております。

○村上国務大臣 武正委員の御質問にお答え申し上げます。

近年、電波利用が急速に進むにつれて、電波が逼迫した状態となっているために、比較的空いている六ギガヘルツを超える高い周波数帯の活用を進め、電波の逼迫の解消につなげることが必要になってきております。

さらに、六ギガヘルツを超える高い周波数帯の利用技術が進展してきたことによりまして、今後、新規サービスの創出等を通じて我が国の持続的な経済成長や競争力強化への貢献も期待できるわけでありまして。

もっとも、高い周波数の特性としまして、伝送できる情報量が多い一方で、伝送距離が短く、利用のために高度な技術が必要とするため、現状ではスポット的な利用を前提として、様々な利活用方策が試行錯誤されている状況にございます。

こうした中で、総務省の有識者会議での検討を踏まえまして、割り当てる者に求める条件を極力少なくしつつ、多種多様なサービスを提供する者の中から最も電波を有効に利用できるものを決定する方法として、専ら金額の多寡のみで評価する価値競争による新たな周波数割当て方式を導入することが有効であるという結論に至ったわけであります。そういうことで今回の法案を提出することに至りました。

以上であります。

○武正委員 政府にあつては、規制改革会議で電波オークションの検討、こうしたことがあつたり、今回の法案提出に当たっては審議会での答申というかそういった方向性が打ち出される経緯、また、令和四年九月であります、新たな携帯電話用周波数の割当て方式に関する検討会取りまとめに対する意見募集の結果及び意見に対する考え方、それまで電波オークションに慎重であったNTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、これがおおむね賛成ということで、楽天モバイルさんは資金力のあるところがどうしても落としてしまうのではないかと、そういったところが、令和四年十一月、令和五年六月、当時の松本剛明総務大臣がミリ波帯オークション導入検討を参議院において答弁というような流れの中で今日を迎えているということかと思えます。

ただ、二〇一七年十月時点ではありますが、既にオークション導入は七十七か国に及び、当時はOECD三十五か国中三十四か国で導入。日本だけが導入をずっと拒んできたという中からすると、法改正は歓迎をするものとはいえず、やはりもっと早くできたのではないかと考えるところでございます。そこで、今日も取り上げられておりますが、いわゆる高騰対策、これについてどういったことがなされていくのか、政務官、よろしくお願ひいたします。

○川崎大臣政務官 お答えいたします。

委員が御指摘をいただきました落札の高騰対策については、海外でも様々な事例がございます。一例を申し上げますと、例えばセカンドプライシングといった方法、こうしたものはイギリスやカナダで導入をされております。

また、そのほかに、周波数のキャップ方式、こうしたものはオランダやオーストリアにて設けられております。

それ以外に、競り上げのラウンド制限といった方法、こうしたものはオランダ、オーストリアで